

香芝市一般廃棄物収集運搬委託事業公金支出差止等請求事件に係る委託契約手続の検証等について

本市における標記事件の検証等について、反省点の考察と事務改善等を下記のとおり概括した。

令和5年7月18日

香芝市長 福岡 憲宏

1 本件委託契約の手続の経緯

本件委託契約に係る手続については、次のとおりであった。

平成28年1月27日・・・指名型プロポーザル実施の通知発送

(通知概要) 業務名：香芝市一般廃棄物（可燃ごみ等）収集運搬業務

業務内容：委託収集コース上の集積場所に排出された燃えるごみ、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、新聞、雑誌、ダンボール、有害ごみを香芝市が指示した日に収集・運搬し、香芝市の指定する処理施設等に搬入する業務及び同業務に付随する業務

業務期間：平成28年3月1日から平成33年2月末日まで（5年間の長期継続契約）

委託料：上限月額358万6,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成28年2月1日午後1時まで 質問受付締切

同年2月1日 質問回答

同年2月8日から2月10日午後5時まで 企画提案書等受付

同年2月15日 審査

同年2月16日 結果通知（公表）

同年2月22日 契約締結

同年3月1日 業務開始

2 本件住民訴訟に係る事実確認調査について

平成31年1月において、平成28年（行ウ）第22号香芝市一般廃棄物収集運搬委託事業公金差止等請求事件控訴審において、同事件第1審においての市の主張した事実のほか関連する事項について内部において再度調査及び精査を行うことにより、正確かつ説得的な事実関係の洗い出しを行うことを目的に、本件委託契約に直接的な関与のない総務部門の職員による調査を実施した。

3 本件住民訴訟の判決について

本件住民訴訟に係る判決については、下記のとおりである。

平成30年12月18日 第1審（奈良地方裁判所）

・香芝市が支払った金員及び利息を請求せよ。以後の一切の公金を支出してはならない。等

令和2年2月6日 第2審（大阪高等裁判所）

・同上

令和2年9月8日 第3審（最高裁判所）

・香芝市上告を棄却

4 上記1～3からの考察・検証等について

上記2の調査報告によれば、プロポーザル実施通知から企画書提出までの期間が短かった点について、「期間として短い感覚があったが、前年度の子算を流し、当年度の実施予算も2年連続で流すことはあってはならずひと月でも予算執行できるように」との想いのもと、結果として平成28年3月業務開始のプロポーザルの実施に至ったことが伺えるところだが、本件住民訴訟の第1審の判決文(第3 当裁判所の判断)に「…、実施通知から企画提案書の受付終了まで約2週間程度しか準備期間が与えられなかったことなどを併せ考えると、補助参加人（委託契約業者）が本件契約の相手方に選定されることがあらかじめ内定していたものと推認される。そして、この推認を覆すに足りる的確な証拠は見当たらない。」と記載されている。

このことから、実施通知から企画書提出までの期間については、疑念を持たれないように十分な期間を設定してプロポーザル等を実施すべきであり、また、審査結果通知（契約相手方の決定）から業務開始についても、十分な期間を設定するようにすべきと考え、以降の業者選定手続きにおいては、適切な期間設定に配慮し実施しているところである。

なお、本事案のように住民訴訟が提起される等、事務執行において疑念を持たれるような事案が発生した際の市の内部調査の実施体制については、透明性、客観性等を鑑みて、識者等、市外部の者で構成される第三者調査委員会形式で実施すべきと考える。

5 事務のあり方、見直し等について

本件住民訴訟の第1審の敗訴後、「香芝市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を見直し、改訂を行うとともに、「香芝市プロポーザル審査委員会」を附属機関として設置する条例改正を行い、プロポーザルを実施する際は有識者と市職員で組織する審査委員会を必置することとし、選定過程等に公正性、透明性及び客観性を保つようにした。（令和2年度から施行）

また、その後の一般廃棄物収集運搬委託の発注については、プロポーザル方式（随意契約）とせず、平成30年4月からの委託及び令和3年3月からの委託については、総合評価落札方式による一般競争入札の方式とした。

なお、その次の令和4年10月からの委託については、条件付き一般競争入札の方式としたところである。

※プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに、公示期間を原則20日以上とることを明記。

※総合評価落札方式によった入札時の、入札公告から企画書提出までの期間：約1ヶ月

※契約相手方の決定から業務開始までの期間：平成30年4月からの委託契約 約1ヶ月半（車両調達までの間、無償貸与）

令和3年3月からの委託契約 約5ヶ月半

令和4年10月からの委託契約 約4ヶ月半